

# 酪農学園大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 酪農学園大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、酪農学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

「酪農学園のめざす姿—創立100年に向けて—」を策定し、使命・目的等を明確にし、「三愛精神」を基調として、「健土健民」「実学教育」「循環農法」という標語で簡潔に使命・目的を示し、これらに基づいて各学群及び各研究科の教育の基本方針を簡潔に、かつ具体的に示している。個性・特色の明示、法令への適合、変化への対応において、いずれも簡潔かつ明解に表現されている。役員、教職員の理解と支持、学内外への周知、中長期的な計画及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）等への使命・目的及び教育目的の反映、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性において、いずれも簡潔かつ明確に表現されている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

入学者受入れの方針の明確化と周知、入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持において、いずれも明解な説明がなされており、適切である。卒業後の進路（出口意識）が明確であることから、教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化、教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発において、いずれも明解な説明がなされており適切である。教員と教職員の協働並びに学修支援及び授業支援の充実において、いずれも明解な説明がなされている。全学FD(Faculty Development)委員会による教職員と学生の意見交流活動、全学対話集会や意見箱などによる学生の意見・要望の現状把握を通して、学生の意見をくみ上げ、学生サービスの改善をしようとしている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為、その他関連諸規定に基づき業務を執行し、経営の規律及び誠実性の維持に努めており、適切である。事業計画や中長期ビジョンなどを協議・策定し、使命・目的の実現に向けて審議を継続的に行っている。私立学校法、設置基準などの改正に合わせ諸規則を制定又は改定しており、法令は遵守されている。中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保、いずれも明解な説明がなされて、安定した収支状況を保っており、学生生徒等納付金の確保、外部資金の維持により、安定した財政基盤を構築している。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

学群学類制への移行（平成23(2011)年度）を機会に、全学体制を構築して取組んだ改革は、学士課程の全学的改組として継続的な点検活動となっており、平成25(2013)年度には、

「酪農学園大学自己点検・評価委員会」及び「同実施専門委員会」を設置し、法人におけるアクションプランの策定と併行して、各部の活動を点検し、教育改善への活用が図られていることは、評価できる。「学生による授業アンケート」や学生との対話集会の継続実施、平成23(2011)年度の教育組織の全般的改組に伴う設置計画履行の継続的な点検活動などにより、客観的に自己点検・評価が行われている。教育研究はじめ大学運営の改善・向上につながるPDCAサイクル機能が整えられている。

総じて、大学が創立以来自ら掲げてきた建学の精神や使命・目的に基づいた教育・研究に真摯に取り組んでいる。経営・管理と財務については、諸規定に基づき権限と責任が定められ、大学運営が適切になされている。自己点検・評価については、自ら設定した計画に沿って全学的に改善が継続的に実施されている。今後、学修と教授の更なる質的向上を目指し、学修生活の更なる改善や成果の向上に向けて、特色ある教育活動にふさわしい評価方法の開発や実践など、建学の精神・使命・目的を一層強く意識した運営が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献・社会連携と教育展開」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学の特色である「現場での力」の主たる要素である「総合力」育成のための意味・内容含めて具体的かつ明解に表現されている。「酪農学園 100 年ビジョン」として「酪農学園のめざす姿—創立 100 年に向けて—」を策定し、使命・目的等を明確にしている。また、年次ごとの計画（アクションプラン）を定めて具体化に努めている。「三愛精神」を基調として、「健土健民」「実学教育」「循環農法」という標語で簡潔に使命・目的を示し、これらに基づいて各学群及び各研究科の教育の基本方針を簡潔に、かつ具体的に示している。酪農経営の実地教育による経営確立のための「実学教育」の実践人材育成が明確化されている。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

**【評価結果】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**【理由】**

個性・特色の明示、学校教育法第 83 条（目的）、大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 40 条の 4（大学等の名称）など法令への適合、変化への対応において、いずれも簡潔かつ明解に表現されている。大学院において日本で唯一の酪農学研究科を設置するなど、個性・特色ある教育展開を行っている。平成 23(2011)年度から酪農学園大学としての共通教育の充実を図るため 2 学群 5 学類体制の新教育制度に移行したほか、将来構想委員会において将来構想の検討を進めるなど、変化への対応に取り組んでいる。深く専門の学芸を教授研究するためだけでなく、物事を的確に観察、解決、判断する能力や総合的思考力をもつ人材が輩出できるように、基盤教育を取入れ、専門基礎から専門教育への移行を明確にした学群・学類への新教育制度へ平成 23(2011)年度から移行した。「酪農学園のめざす姿—創立 100 年に向けて—」の将来構想を設定し、それを具現化するための「アクションプラン 2014」を完成させている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

**【評価結果】**

基準項目 1-3 を満たしている。

**【理由】**

役員、教職員の理解と支持、学内外への周知、中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性、いずれも簡潔かつ明確に表現されている。理事長や学長による入学式や卒業式の式辞・挨拶で「建学の精神」について触れられるとともに、宗教主任による「建学の精神」の講演等により周知が図られている。また、式典の式辞・挨拶や冊子により「建学の精神」について頻繁に伝承されている。また、「学園教職員研修会」が開催され、大学の使命や目的を再確認する機会として活用されている。中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映について自己点検・評価が行われている。教授会、協議会、研究科委員会、大学院委員会、理事会、評議員会を通して、新教育課程への全学的改組など中長期計画に沿って 2 学群 5 学類体制の具体的活動方針が策定されている。ホームページや入試

要項、大学要覧など各種出版物を通して適切に公表されている。平成 23(2011)年度に 2 学群 5 学類体制の全学的改組を行い、新教育課程を開始した。その際にアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの三つの方針を明確にした。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

入学者受入れの方針の明確化と周知、入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持、いずれも明確化及び周知化がされている。建学の精神を反映したアドミッションポリシーが示され、産業振興特別推薦入学試験、特別選抜試験などアドミッションポリシーに沿った多様な学生の受入れ方法を工夫している。2 学群 5 学類及び大学院 2 研究科修士課程 3 専攻と博士課程 3 専攻の全てにおいてアドミッションポリシーを定め、ホームページに明示している。付属高校からの内部進学制度も含め多様な入試制度を設けている。それぞれのアドミッションポリシーにのっとり、入学者の受入れ方法が工夫され、いずれの学類も入学定員及び収容定員に沿って在籍者数を適切に確保している。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

出口意識（卒業後の進路）が明確であることから、教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化、教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発、いずれも明解な説明がされている。「健土健民」の教えを実践し、「生命を紡ぐ大学」として大地が生み出す命を未来へとつなぎ、全人類の福祉向上に貢献する担い手の養成を目的

として、教育課程編成の方針が定められている。大学共通に開講される「基盤教育」と、学群・学類ごとの専門教育を教授するための「専門基礎科目」「専門科目」に大別して編成され、導入教育として学生自らが企画・運営する収穫感謝祭等を活用するなど、教授方法の工夫・開発を行っている。大学全体としてFD委員会やeラーニングを推進する研究会が活動し、教授方法の工夫・開発を推進している。eポートフォリオを整備し、独自に開発した「飛ぶノート」という手書き提出物の画像データのアップロードソフトウェアを用いて学生個人及び担当教員の双方での管理を可能にしている。各学群・学類及び大学院の研究科・専攻ごとに教育課程編成方針が明記され、カリキュラムポリシーに基づいて、それぞれ適切に体系的な教育課程が編成されている。履修登録単位数の上限は適切に設定されている。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びにTA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

教員と職員の協働並びにTA等の活用による学修支援及び授業支援の充実については、教育センターの事務組織が関係各課及び各学群・学類、学生ごとの担当教員と連携をとって履修等の指導・助言を行っており、全ての学生に担当教員を配置し、アドバイザーとして学類やコースの実態に応じて学修支援に当たっている。

大学院生の教育指導に関する実習の機会としてTA制度が整備され、授業補助、卒業論文指導などを行い、教職員の協働による学生への学修支援が実施され、アドバイザー制度などによる学修支援も行われている。Web情報学生支援システムの出欠データ及びGPA(Grade Point Average)制度を活用して、怠学傾向にある学生のケアを行っている。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用について、明解な説明がされている。単位認定及び成績評価の基準は、学則に明確化され学修結果の評価方法は、履修規定において受験資格を規定し、成績評価基準も明確に定められている。GPA制度を制定し、進級、卒業認定に当たって学生の個性を尊重したきめ細かい指導を展開し、基盤教育に関わる科目について担当教員の共通認識を図るなど、学修の到達度を適正に評

価し単位認定している。1 学期 15 回の授業は確保され、進級及び卒業・修了要件は定められ、適切に運用されている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備がなされている。基盤教育内にキャリア教育科目を整え、また教育課程外でも学類組織又は教育センターと就職部の協働で多様な学生支援に取り組み、キャリア教育が実施されている。学生の就職に関する相談内容を学生支援システムにデータとして蓄積し、学生に対する就職支援力の向上を図っている。教育課程外での就職・進路相談において、就職ガイダンスの実施や各種セミナーの開催など適切に取り組んでいる。学生キャリア支援に対する意識向上のために教職員の各種研修会を実施し、機能している。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発、教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての評価結果が全教員にフィードバックされている。授業評価アンケートや 1 年次アンケートを実施し、点検評価方法の工夫に努めている。獣医学群（獣医学部）においては、継続して学群開講科目について学生による授業評価を実施し、評価の一部を学生に開示するとともに担当教員にフィードバックし授業改善を図っている。獣医師、管理栄養士の国家試験の合格率や教育状況の把握を通じ、自己点検・評価の客観的な指標とし、資格取得率の向上の対策がとられている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。



**【理由】**

学生生活の安定のための支援、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用がされている。学長直轄の学生相談室を設置するなど、学生生活の健康面にも配慮した支援体制が整えられている。東日本大震災特別授業料等免除や修学支援給付金制度など、経済的支援を行っている。約半数の道外学生や自宅外通学生のために学生寮を設置し、経済的、精神的に安定して学業に専念できる環境を整えている。多くの課外活動団体を有し、全てに部室を貸与し、学生ホールやロビーなどを活動用に開放するとともに、「学生生活援護会」が活動補助金、遠征補助金を支給しており、学生サービスは整っている。全学 FD 委員会による教職員と学生の意見交流活動、全学対話集会や意見箱などによる学生の意見・要望の現状把握を通して、学生の意見をくみ上げ、学生サービスの向上を図っている。

**2-8 教員の配置・職能開発等**

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置、教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み、教養教育実施のための体制の整備がされている。設置基準に定められた必要な教員を確保するとともに、資格試験に必要な学校指定規則に定める教育分野ごとの教員数も満たしている。教員の年齢のバランスもとれている。新教育課程に移行後は協議会承認に基づく採用手順によって手続きが行われている。「共通教育開発室」を設置して教養教育実施のための体制が整えられている。個人研究費の追加配分額の決定に際して、研究活動、社会普及活動、外部資金応募・獲得などの 8 項目の教員評価に応じて配分している。全学 FD 委員会が設置され、各種研修会やワークショップが実施され教員の資質向上を図っている。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理、授業を行う学生数の適切な管理がいずれも実施されている。2学群5学類2研究科の施設として、実践的な教育研究を行うために必要な講義・研究棟、図書館、講堂、体育館、付属動物病院、農場施設、課外活動施設、学生寮等を整備し、学生の教育研究に十分活用できる広さを確保している。必要な耐震補強工事も終了し、全ての建物が改正石綿障害予防及び耐震基準に適合している。

また、広大な校地にあつて構内監視カメラを設置するなど、安全性に配慮している。建物間の有機的連携を図り、冬期間でも教室間移動を安全かつ快適に行うための渡り廊下を設置するほか、スロープ、自動ドア、エレベータを設置するなど、利便性にも配慮している。実践的な教育研究を行うための十分な施設設備（フィールド教育研究センター、付属農場、付属動物病院）が整備されており、運用・管理も適切である。図書館の蔵書はデータ化されており OPAC 検索で学内外で活用され、情報サービスは学内 LAN を設置し学生に対応をしている。少人数のクラスで授業を展開し教育効果の維持を図っている。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

寄附行為、その他関連諸規定に基づき業務を執行し、経営の規律及び誠実性の維持に努めている。事業計画や中長期ビジョンなどを協議・策定し、使命・目的の実現に向けて審議を継続的に行っている。私立学校法、設置基準などの改正に合わせ諸規定を制定又は改定しており、法令は遵守されている。労働条件やハラスメントなど人権に注意を払うとともに、警備体制や快適な職場環境の形成を目的とした安全衛生委員会の設置・運営により、安全確保に努めたキャンパスが構築されている。さまざまな事象に伴う危機を未然に防止し、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制が整えられている。

法令上義務付けられた教育情報、財務情報及び事業報告書をホームページに掲載するな

ど、適切に公表するほか、閲覧請求にも対応している。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

寄附行為に基づき、理事会が最高意思決定機関として位置付けられている。理事会は定例及び必要に応じて臨時で開催されている。理事長、常務理事、学園長、大学長及び高校長の5人の常任理事で構成された常任理事会が毎月2回程度開催され、理事会から付託又は委任された事項その他法人の日常の管理・運営を円滑に行い、使命・目的の達成に向けた体制が構築されている。

理事長の直轄組織として、創立の理念に基づく「三愛精神に基づく健土健民戦略本部」を設置し、法人の将来計画等の企画・立案を行うなど、継続的な使命・目的の達成に向けた戦略的な意思決定のための体制が整備されている。法人の内部監査室を核とした内部牽制体制による経営の機能性や透明性が確保されている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮、いずれも明解な説明がなされている。教育・研究に関する意思決定は、学則に基づき、学群等の教授会、協議会、全学教授会、大学院委員会の議を経て行われている。

意思決定のための組織は規則によって規定されており、その位置付け、責任、権限が明確化され、適正な運用のもとに機能を果たしている。学群長は、学長と一体となって常時これを補佐し、学長の命により全般的大学運営執行に関する基本方針策定に参画するとともに、協議会及び全学教授会において学長を補佐する。業務執行体制は、学長によって任命され、学長の指示を受けた各部署の長の指揮のもとに行われ、学長のリーダーシップが発揮される構造となっている。

教育・研究の意思決定に関する組織では、教授会、協議会、全学教授会、大学院委員会で学群長等が議長となった組織運営がされている。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

#### 【理由】

法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営がされている。教学部門の意思決定に当たっても、学長、学群長、大学院研究科長、学類長、各執行部部長等で構成する「協議会」で連絡調整、審議することで、執行部の意思疎通が図られている。また、学園長、学長、校長を中心として、法人、大学、高校の関連の深い教職員をメンバーとする「酪農学園教育推進委員会」を設置し、法人内のコミュニケーションを図っている。

ボトムアップによる改善提案をする組織として、大学将来構想委員会や平成 23(2011)年度大学教育改革に際した大学・短大改革推進委員会があり充実された組織運営が実施されている。管理部門と教学部門をはじめとする管理運営機関並びに各部門の連携が適切に行われている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

評価項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

法人業務の体制、教育研究支援の体制については、設置基準等の法令に準拠して行われている。業務執行体制においても、事務組織規定等により事務分掌、職務権限が明確化され、部次長・局長会議、課長補佐以上による事務連絡会議により、円滑な業務執行が図られている。権限については、適切な分散と、責任の明確化に配慮した組織編制が整備され、執務においても適切な職員の配置がなされ、業務の効果的な執行体制とその機能性が確保されている。

業務執行においても管理体制の構築とその機能性の充実が図られている。執行においては、事務組織規定等により、事務分掌が整理され、必要な職員が各分掌に配置され、職務

権限体制が明確化されている。部次長・局長会議、課長補佐以上による事務連絡会議による円滑な業務執行が行われている。

職員の資質や向上については、SD(Staff Development)の実施による育成を図り、資質、能力の向上に努めている。

### 3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

財務状況については、過去5年間を通じて帰属収支差額や内部留保など、大学運営は安定しており、適切な財務運営が確立されている。

事業計画については中長期計画に基づき審議決定された財務経営計画にそって、財務運営の健全性と確保に努め、適切な財務の確立と、安定した運営による収支バランスが維持されており、収支状況が健全である。

資産運用については、学生生徒等納付金の確保、特に外部資金の確保に努め、安定した財政基盤を構築している。

### 3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

会計執行については学校法人会計基準や経理規定等に基づいて厳正に会計処理が行われている。会計監査体制について内部監査による監査が実施され、その結果については、理事会、評議員会に報告されている。なお、会計処理上の業務については公認会計士の意見を聴収して遺漏のない業務を遂行している。全ての会計処理は電算化されたシステムで実施され、遺漏のない事務が行われている。

財産状況については、監事3人による監査が行われ、また、監査法人による所要の会計監査が行われており、学校法人会計基準や経理規定に基づく適正な会計処理が実施されている。

## 基準4. 自己点検・評価

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価は、「学群（学部）」ごとにプログラムの報告書などとして、あるいは研究分野ごとの研究動向としてまとめるなど、断続的に行われてきた。平成 23(2011)年度の「学群学類制」への移行を機会に全学体制を構築して取組んだ改革は、学士課程の全学的改組として継続的な点検活動となった。その経験や周期的な評価体制の確立の課題を踏まえて、大学の使命・目的に即し、自律的、継続的に自己点検・評価を行うため、平成 25(2013)年度には、「酪農学園大学自己点検・評価委員会」及び「同実施専門委員会」を設置し、法人におけるアクションプランの策定と併行して各部署の活動を点検することとして、教育改善への活用の体制が整えられている。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

「学生による授業アンケート」や学生との対話集会の継続実施、平成 23(2011)年度の教育組織の全般的改組に伴う設置計画履行の点検、法人の「三愛精神に基づく建土建民戦略本部」による継続的な点検活動などにより、客観的に自己点検・評価が行われている。

「学園広報室」と連携し、日常的に学内データの収集や整理を行い、教授会資料としている。全学教授会、大学院委員会、協議会などの議事録を学内 WEB で公開し、情報の共有化を図っている。担当部署ごとにホームページにおいて活動状況を社会に公開するほか、教員の教育・研究業績や社会貢献活動などの情報を「教員総覧」としてホームページで公開している。獣医学類においては、昭和 63(1988)年度分より研究業績集「学術研究動向」を編集し、関係機関に配付している。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

###### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 【理由】

法人において、使命を再認識した具体的ビジョンのもと、教育研究・社会貢献・国際化・キャンパス環境・財務・組織運営に関わる施策の柱ごとにアクションプランを策定し、推進部署ごとの検討により事業の検証、改善を図ることとしている。

平成 23(2011)年度からの新教育組織への移行を機に、「教務委員会」との連携のもと、新教育課程の完成年度後を見据えた新たな教育体制に向けた検討を進めている。構想の策定後は、教授会や協議会で審議して実施準備を行い、関係委員会で検証することとして、教育・研究はじめ大学運営の改善・向上につなげる PDCA サイクルの機能が整えられている。

#### 大学独自の基準に対する概評

##### 基準 A. 社会貢献・社会連携と教育展開

###### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

###### A-1-① 大学が持っている人的資源の社会への提供

###### A-1-② 大学が持っている物的資源の社会への提供

###### A-2 大学と地域社会・企業・諸機関との協力関係の構築と教育への反映

###### A-2-① 大学と地域社会・企業・諸機関との連携

###### A-3 大学と海外機関との交流及び学修活動への反映

###### A-3-① 海外機関との協定の締結と大学院などの教育活動への実績

###### 【概評】

地域社会への積極的な貢献・努力が認められ、専任スタッフが配置されたエクステンションセンターを中心に、一般市民、農業関係団体や農家を対象に、毎年、数多くの公開講座を開講している。講演会へ数多くの講師を派遣したり、学外委員等への委嘱に応じたりすることにより大学の保有する人的資源を積極的に社会に提供し貢献している。公開講座として酪農学園大学講座、酪農公開講座、提携講座、協力講座などを開講し、農業関連団体や農家を対象に支援している。図書館をはじめ大学の教育研究施設を幅広く公開している。

地域に根差した積極的産学連携が認められ、26 地域・企業・団体と地域交流協定を結んで、定期的な講習会、参加型臨床実習の実践等を行っている。七つの高校と高大連携協定

を結んで、高等学校における農業科学教育プログラムの開発等において連携を図るとともに、就業・職場体験学習を受入れている。高大連携、他大学との連携、農業関連団体・企業との数多くの連携協定・活動を通して、大学の特長である「農・食・環境・生命」に関する教育内容を深化させようとしている。地域各関係団体との連携をはじめとして、交流総合協定、高大連携等大学教育の特色としての「実学教育」を展開している。北海道にある3大学連携事業として高大連携の構築による学生確保に努め、地域農業教育の支援について積極的にこれを推進している。

グローバル化時代への対応を見据えた海外諸機関との積極的な交流、学修活動の努力が認められる。海外19か国38機関との学術交流協定を基盤として外国人留学生を受入れるとともに、海外からの短期留学生、外国人招聘（しょうへい）研究員受入れ制度による研究者の受入れ等を行い、積極的な国際交流を図ろうとしている。タイ・カセサート大学とは単位互換も目指したより深化した連携関係を築いている。「国際交流に関する検討グループ」を新たに設置し、幅広い国際交流の展開を検討している。



